

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

富山県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 28 年 2 月現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	富山県立となみ野高等学校	105 名	31 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

指定校の在籍生徒の 3 分の 1 以上は中学校や前籍高等学校で不登校経験者、特別支援学級在籍者であり、このような生徒に自信を取り戻させ、確かな学力と生きる力を培うことに取り組んできた。平成 19 年度より特別支援教育の取組をスタートさせ、「特別支援教育委員会」を立ち上げ、特別支援教育コーディネーターの指名を行い、発達障害のある生徒への支援や、特別な支援を必要とする生徒に対する校内の支援体制の整備を行うとともに、スクールカウンセラー及び地域の特別支援学校との連携を進めてきた。特に、高等特別支援学校での就労に向けた体験学習に参加するなど関係機関とのネットワークの構築、連携を進め、在学中の学校適応支援はもとより、卒業後の進路支援にもつなげてきた。また、校内委員会や特別支援教育に関する研修会を通して、教職員の高等学校における特別支援教育についての理解が進んだ。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

富山県教育委員会では、医師、学識経験者、特別支援学校長、障害者就業・生活支援センター職員からなる運営協議会を設置している。運営協議会の設置要項の作成、委員の人選、委嘱を行い、運営協議会での指導・助言、また、事例検討会での指導・助言を行った。

特別支援学校、教育センターでの勤務経験のある教員 O B を合理的配慮協力員（1 名）として配置した。

【モデルスクールとして行った取組】

（1）運営協議会（2 回）

障害のある生徒に対する合理的配慮や教員の理解推進を図るための研究について検討し、富山県教育委員会は指導・助言を行った。

(2) 特別支援教育校内委員会 (2 回)

第一教頭、第二教頭、保健厚生部長、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導部長、進路指導主事、養護教諭、担任、年次主任、学科主任、スクールカウンセラー、合理的配慮協力員からなる。障害特性や個々の特性に応じた合理的配慮について教職員の周知徹底を図ることを目的とした。

(3) 校内検討委員会 (11 回)

保健厚生部長、特別支援教育コーディネーター、合理的配慮協力員からなる。合理的配慮についての実践事例を蓄積するとともに、校内の支援体制整備を行った。

(4) 事例検討会 (6 回)

保健厚生部長、特別支援教育コーディネーター、担任、年次主任、学科主任、合理的配慮協力員からなる。講師として大学の教員やスクールカウンセラーを招き合理的配慮について、検討、評価を行った。

(5) 合理的配慮協力員 (役割・活動内容、活動回数等)

合理的配慮協力員は、対象生徒に対する合理的配慮の提案・提供、専門家の活用、特別支援学校との連絡調整、事例の記録他以下のことなどを行った。

- ① 運営協議会、研修会、報告会の計画、開催
- ② 特別支援教育校内委員会での報告
- ③ 校内検討委員会の計画・開催、記録
- ④ 事例検討会の計画・開催・記録
- ⑤ 対象生徒・保護者面談、記録

(6) 合意形成のプロセス

- ① 校内検討委員会
 - ・年次主任や担任から申し出のあった特別な配慮を必要とする生徒の実態について共通理解を図った。
- ② 第 1 回事例検討会
 - ・対象生徒の合理的配慮について個別の指導計画等をもとに検討した。
- ③ 第 1 回面談
 - ・対象生徒・保護者へモデル事業について説明し、合理的配慮について説明した。

合理的配慮の提供

- ④ 第 2 回事例検討会
 - ・対象生徒の様子などをもとに、合理的配慮について中間評価をし、修正をした。
- ⑤ 第 2 回面談
 - ・④で検討した合理的配慮について説明し、合意形成を行い、修正、追加をした。

合理的配慮の提供

- ⑥ 第 3 回事例検討会
 - ・対象生徒の変容について話し合い、合理的配慮について最終評価をした。また、個別の指導計画について評価し、個別の教育支援計画の見直しをした。
- ⑦ 第 3 回面談
 - ・対象生徒・保護者へ今年度提供した合理的配慮について説明し、感想や今後の希望を聞いた。

(7) 関係機関との連携

- ① 大学等より対象生徒の障害を専門とする教員等を招き、障害の理解や合理的配慮について研修を受けた。また、事例検討会で対象生徒の合理的配慮について指導・助言を受けた。
- ② 富山県立高岡高等支援学校のセンター的機能を活用して作業能力やコミュニケーションの力を育成するために、2年次生を対象生徒が4日間高岡高等支援学校での作業学習に参加した。
- ③ 3年次の対象生徒が卒業後の適切な進路を選択するために、就労移行支援事業所「リエゾン」、多機能型事業所「花椿いろは」で実習を行った。

3. 成果及び課題

(1) 成果

- ① 合理的配慮について考えたり、実際に合理的配慮の提供を受けたりしたことで、発達障害のある1年生の生徒は自分の苦手なことを理解して克服しようとし、トラブルも少なくなった。
2年生の知的障害のある生徒はコミュニケーションスキルの向上が見られ、3年生の発達障害のある生徒は2か所の就労移行支援事業所での実習を体験して、卒業後の進路を決定することができた。
- ② 高校における支援を一次支援、二次支援、三次支援とし、一次支援は全ての生徒を対象として、授業のユニバーサルデザイン化と生徒向け研修会などに取り組んだ。二次支援は授業の中で支援を必要とする生徒を個別に支援するものとし、三次支援は支援を必要とする生徒に個別に対応する支援とした。
- ③ 授業のユニバーサルデザイン化に全職員で取り組み、授業改善が進んだ。
- ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の様式を、作成の負担が小さく教員が共通理解をしやすいものにし、合理的配慮提供までの年間スケジュールを作成した。

(2) 課題

- ① 対象生徒の中には学力の面でも支援を必要とする生徒がおり、教科の補充をするための学習サポーターなどの人的資源の確保が必要である。
- ② インクルーシブ教育システム構築には対象生徒への合理的配慮の提供は重要であるが、障害のない生徒も障害のある生徒とともに生きる共生社会の一員となるために、生徒たちの中に、障害や人種、性別などの多様性を尊重する気持ちを育てる必要がある。